

【 投 薬 】**650 高血圧症の患者（腎のう胞又は単なる腎疾患がある場合）に対する
カンデサルタン シレキセチル錠の投与量について**

《令和7年8月29日》

○ 取扱い

高血圧症の患者において腎のう胞又は単なる腎疾患がある場合のカンデサルタン シレキセチル錠（プロプレス錠等）の投与量は、原則として1日1回12mgまで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

カンデサルタン シレキセチル錠（プロプレス錠等）の高血圧症に対する用法及び用量については、添付文書に「成人：（略）必要に応じ12mgまで増量する。ただし、腎障害を伴う場合には、1日1回2mgから投与を開始し、必要に応じ8mgまで増量する。」「小児：（略）必要に応じ12mgまで増量する。ただし、腎障害を伴う場合には、低用量から投与を開始し、必要に応じて8mgまで増量する。」と記載されている。また、重要な基本的注意の「腎障害のある患者＜高血圧症＞」に「少量より開始し、増量する場合は血圧、腎機能及び患者の状態を十分に観察しながら徐々に行うこと。まれに血圧が急激に低下し、ショック、失神、一過性の意識消失や腎機能の低下を起こすおそれがある。」と記載されている。

腎のう胞では、通常腎障害を呈することはなく、また、レセプト上、単に腎疾患の傷病名の併存をもって、当該医薬品投与時に腎機能が低下している状態であったと判断することはできない。当該医薬品の効能・効果における副作用を熟知した主治医の慎重な判断のもとで上記の用法・用量に即し、通常量を投与した場合は妥当と考える。

以上のことから、高血圧症の患者において腎のう胞又は単なる腎疾患がある場合のカンデサルタン シレキセチル錠（プロプレス錠等）の投与量は、原則として1日1回12mgまで認められると判断した。